

令和7年度 健康起因事故防止助成事業 実施要綱

令和7年4月1日制定

令和7年7月15日一部改訂

一般社団法人埼玉県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、ドライバーの高年齢化が進む現状において、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失等の健康起因事故を引き起こす可能性のある無症候又は未発症の疾病を早期発見し、それらの発症・進行を防止するために、協会員がドライバーに協会で定める健診を受診させた場合、費用の一部を予算の範囲内で助成することとし、もって、会員が安心して労働力を確保し、安定した輸送サービスを提供することを目的とする。

(助成対象者の範囲)

第2条 助成対象者は、協会会員事業所が埼玉県内の営業所において継続して雇用しているドライバーとする。

(受診期間及び助成金申請期限)

第3条 受診期間は、令和7年3月1日～令和8年2月28日までとし、助成金の申請期間は、令和8年3月6日までとする。

(助成対象健診及び助成額)

第4条 助成対象健診並びに1人当たりの助成額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脳ドック 受診費用(税込)の1/2 上限 10,000 円
- (2) 脳MRI健診 受診費用(税込)の1/2 上限 10,000 円
- (3) 頸動脈エコー 受診費用(税込)の1/2 上限 1,500 円
- (4) 心エコー 受診費用(税込)の1/2 上限 4,000 円
- (5) あたまの健康チェック® 1,630 円

- 2 1会計年度の助成総額は予算の範囲とし、1会員における助成額は、15万円を上限とする。

(助成金の申請方法)

第5条 助成金の申請は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脳MRI健診は、様式1※より申込み(予算取り)を行い、受診並びに支払完了後に様式5を令和8年3月6日までに提出する。
※出張健診の場合は申請様式が異なります。事前に業務部へご連絡下さい。
- (2) 脳ドック、頸動脈エコー、心エコーは、様式2により事前申請(予算取り)を行い、受診並びに支払完了後に様式4を令和8年3月6日までに提出する。
- (3) あたまの健康チェック®は、様式3に会員負担分を添えて提出するものとする。

(助成の確定)

第6条 前条の(1)及び(2)により申請があった場合には、協会は様式1又は様式2により交付を決定するものとする。

(取下げ)

第7条 会員は、提出した事前申請について取下げがあった場合には、様式5を提出することとする。

(その他)

第8条 この実施要綱に定めるもののほか、運用上必要な事項は、別に定める。

(書類の追加提出)

第9条 協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

(附 則)

本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附 則)

本要綱は、令和7年7月15日から実施する。

令和7年度健康起因事故防止助成事業交付要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
第4条 助成額は、1名につき年1回一律 <u>2,000円</u>とし、一会員 <u>200,000円</u>までとする。 助成数は令和7年度の埼玉県内の登録車両台数(会費請求台数)までとし、100台を超える登録車両台数の会員事業者については100名を上限とする。 1 助成額については申請書兼実績報告書実績報告書に基づき交付する。	第4条 助成額は、1名につき年1回一律 <u>2,000円</u>とし、一会員 <u>200,000円</u>までとする。 <u>ただし、令和7年度について一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号または令和6年国土交通省告示第209号による)を運輸支局に届出している事業者を対象とする。</u>助成数は令和7年度の埼玉県内の登録車両台数(会費請求台数)までとし、100台を超える登録車両台数の会員事業者については100名を上限とする。 1 助成額については申請書兼実績報告書実績報告書に基づき交付する。